建設常任委員会関係

行 改正案

(手数料の徴収)

第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

(1)~(348) 一略一

(349) 建築基準 建築確認 次の表の 法第6条第1項申請等手 左欄に掲 (同法第87条第数料 げる区分

に応じ、そ

れぞれ同

表の右欄

に<u>定</u>める

額

1項において準

用する場合を含

む。)の規定に 基づく建築物

(同法第86条の

8第1項若しく

は第87条の2第 1項の規定によ

る全体計画の認

定又は同法第86

条の8第3項

(同法第87条の

2第2項におい

て準用する場合

を含む。) の規 定による全体計

画の変更の認定

を受けた建築物

を除く。以下こ

の号において同

じ。)の確認の

申請又は同法第

18条第2項(同

法第87条第1項

において準用す

る場合を含む。)

の規定に基づく 建築物の計画の

通知に対する審

查

(手数料の徴収)

れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ の場合における当該手数料の金額は、当該各号 の場合における当該手数料の金額は、当該各号 に特別の計算単位の定めのあるものについては に特別の計算単位の定めのあるものについては その計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす る。

(1)~(348) 一略一

(349) 建築基準 建築確認 次の表の 法第6条第1項申請等手 左欄に掲

1項において準

(同法第87条第 数料

用する場合を含

む。) の規定に

基づく建築物

(同法第86条の

8第1項若しく

は第87条の2第

1項の規定によ

る全体計画の認 定又は同法第86

条の8第3項

(同法第87条の

2第2項におい

て準用する場合 を含む。) の規

定による全体計

画の変更の認定

を受けた建築物

を除く。以下こ

の号において同 じ。)の確認の

申請又は同法第

18条第2項(同

法第87条第1項

において準用す

る場合を含む。)

の規定に基づく

建築物の計画の

通知に対する審

査

に応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額(建築物 エネルギ ー消費性 能基準等 を定める 省令(平成 28年経済 産業省、 国土交通

げる区分

省令第1 号) 第1条

第1項第

2 号イ(2)

及び口(2)

又は第10 条第2号

イ(2)及び

ロ(2)に定

める基準

に適合す ることに

ついて審

査を受け る場合に

あっては、

当該額に

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル	8,000円
以内のもの	
床面積の合計が30平方メートル	14,000
を超え100平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が100平方メートル	<u>21,000</u>
を超え200平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が200平方メートル	<u>27, 000</u>
を超え500平方メートル以内のも	<u>円</u>
Ø)	
床面積の合計が500平方メートル	49,000
を超え1,000平方メートル以内の	<u>円</u>
もの	
床面積の合計が1,000平方メート	<u>68, 000</u>
ルを超え2,000平方メートル以内	<u>円</u>
のもの	
床面積の合計が2,000平方メート	204,000
ルを超え10,000平方メートル以	<u>円</u>
内のもの	
床面積の合計が10,000平方メー	328, 000
トルを超え50,000平方メートル	<u>円</u>
以内のもの	
床面積の合計が50,000平方メー	623,000
トルを超えるもの	<u>円</u>
備考 一略一	

同表の付 表の左欄 に掲げる 区分に応 じ、それぞ れ同表の 右欄に定 めるな 加算した 額)

区分 金額 床面積の合計が30平方メートル 10,000 以内のもの 床面積の合計が30平方メートル 21,000 を超え100平方メートル以内のも 円 床面積の合計が100平方メートル 34,000 を超え200平方メートル以内のも 円 床面積の合計が200平方メートル 44,000 を超え500平方メートル以内のも 円 床面積の合計が500平方メートル 57,000 を超え1,000平方メートル以内の 円 もの 床面積の合計が1,000平方メート 82,000 ルを超え2,000平方メートル以内 円 のもの 床面積の合計が2,000平方メート 246,000 ルを超え10,000平方メートル以 円 内のもの 床面積の合計が10,000平方メー 389,000 トルを超え50,000平方メートル 円 以内のもの 床面積の合計が50,000平方メー 694,000 トルを超えるもの Щ 備考 一略一

第349号の表の付表

713010.3	1111	
	<u>区分</u>	金額
一戸建て	床面積(建築物のエネ	13,000
の住宅	ルギー消費性能の向上	<u>円</u>
(人の居	等に関する法律施行令	
住の用に	(平成28年政令第8	
供する部	号) 第3条に規定する	

分(以下	床面積をいう。以下こ	
「住宅部	の号、次号の表の付表、	
分」とい	第423号の11の2、第	
う。) 及	423号の11の3及び第	
び人の居	423号の15において同	
住の用以	じ。)の合計が200平方	
外の用に	メートル以内のもの	
供する部	床面積の合計が200平	14,000
分(以下	方メートルを超えるも	<u>円</u>
「非住宅	<u>0</u>	
部分」と		
いう。)		
を有する		
建築物		
(以下		
「複合建		
築物」と		
いう。)		
の住宅部		
分のみの		
増築又は		
改築をす		
る場合に		
おける当		
該住宅部		
分を含		
む。次号		
の表の付		
表におい		
て同じ。)		
に係るも		
<u></u>		
<u>の</u> 共同住宅	床面積の合計が300平	
<u>の</u> 共同住宅 等(共同	方メートル以内のもの	<u>円</u>
<u>の</u> 共同住宅 等(共同 住宅、長	方メートル以内のもの 床面積の合計が300平	<u>円</u>
<u>の</u> 共同住宅 等(共同 住宅、長 屋その他	<u>方メートル以内のもの</u> 床面積の合計が300平 方メートルを超え	<u>円</u>
の 共同住宅 等(共同 住宅、長 屋その他 の一戸建	<u>方メートル以内のもの</u> 床面積の合計が300平 方メートルを超え 2,000平方メートル以	<u>円</u> 37, 000
の 共同住宅 等(共同 住宅、長 屋その他 の一戸建 ての住宅	<u>方メートル以内のもの</u> 床面積の合計が300平 方メートルを超え	<u>円</u> 37, 000
の共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住	<u>方メートル以内のもの</u> 床面積の合計が300平 方メートルを超え 2,000平方メートル以	<u>円</u> 37, 000
の共同住宅等(共同住宅、のをのののののよと	<u>方メートル以内のもの</u> 床面積の合計が300平 <u>方メートルを超え</u> 2,000平方メートル以 内のもの	<u>円</u> 37,000 円
の共同住宅等(共同住宅、長屋その戸建の一戸建以外の住宅部分を	方メートル以内のもの床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの床面積の合計が2,000	<u>円</u> 37,000 円 59,000
の共同住宅等(共同住宅、の戸住宅のの財生ない全部分ない	方メートル以内のもの 床面積の合計が300平 方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え	37,000 円 59,000
の共同住宅等(共同住宅、長屋その戸建の一戸建以外の住宅部分を	方メートル以内のもの床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以	<u>円</u> 37,000 円 59,000

(349)の2 建築 全体計画 次の表の 基準法第86条のの認定を 左欄に掲 8第1項若しく受けた建 げる区分 は第87条の2第築物の確に応じ、そ 1項の規定によ認申請等 れぞれ同 る全体計画の認手数料 表の右欄 定又は同法第86 に定める 条の8第3項 額

(同法第87条の 2第2項におい て準用する場合 を含む。) の規 定による全体計 画の変更の認定 を受けた建築物 に係る同法第6 条第1項の規定 に基づく確認の 申請又は同法第 18条第2項の規 定に基づく建築 物の計画の通知 に対する審査

いう。以もの 下同じ。 (複合建 築物の住 宅部分の みの増築 又は改築 をする場 合におけ る当該住 宅部分を 含む。次 号の表の 付表にお いて同 じ。)に 係るもの

備考 建築物を増築し、又は改築する場 合における床面積の合計は、当該増 築又は改築に係る部分の床面積につ いて算定する。

(349)の2 建築 全体計画 次の表の 基準法第86条のの認定を 左欄に掲 8第1項若しく受けた建 げる区分 は第87条の2第築物の確に応じ、そ 1項の規定によ認申請等 れぞれ同 る全体計画の認手数料 表の右欄 定又は同法第86 に定める 条の8第3項 額(建築物 (同法第87条の エネルギ 2第2項におい ー消費性 て準用する場合 能基準等 を含む。)の規 を定める 定による全体計 省令第1 画の変更の認定 条第1項 を受けた建築物 第2号イ に係る同法第6 (2)及びロ 条第1項の規定 (2)又は第 に基づく確認の 10条第2 申請又は同法第 号イ(2)及 18条第2項の規 びロ(2)に 定に基づく建築 定める基

物の計画の通知

に対する審査

準に適合 すること

床面積の合計が30平方メートル 4,000円 以内のもの		
以内のもの 床面積の合計が30平方メートル 7,000円を超え100平方メートル以内のもの	区分	金額
床面積の合計が30平方メートル 7,000円を超え100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートル 10,500 円 を超え200平方メートル以内のもの 席面積の合計が200平方メートル を超え500平方メートル以内のもの 床面積の合計が1,000平方メート ルを超え1,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が50,000平方メートル 以内のもの 床面積の合計が50,000平方メートル 別内のもの 床面積の合計が50,000平方メートル 以内のもの 床面積の合計が50,000平方メートル 円 以内のもの 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 円	床面積の合計が30平方メートル	4,000円
を超え100平方メートル以内のもの	以内のもの	
床面積の合計が100平方メートル 20,500 円 200平方メートル以内のもの	床面積の合計が30平方メートル	7,000円
床面積の合計が100平方メートル 10,500 円	を超え100平方メートル以内のも	
を超え200平方メートル以内のもの 円の	の	
床面積の合計が200平方メートル 13,500 円 24,500 で超え500平方メートル以内のも 円 24,500 で	床面積の合計が100平方メートル	10,500
床面積の合計が200平方メートル 13,500 円 を超え500平方メートル以内のもの	を超え200平方メートル以内のも	<u>円</u>
を超え500平方メートル以内のものには面積の合計が500平方メートル以内のものを超え1,000平方メートル以内のものを超え2,000平方メートルと超え2,000平方メートルと超え10,000平方メートルと超え10,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超え50,000平方メートルと超えるもの	の	
床面積の合計が500平方メートル 24,500 円 24,500 を超え1,000平方メートル以内のもの	床面積の合計が200平方メートル	13, 500
床面積の合計が500平方メートル 24,500 円 24,000 円 24,000 円 25,000 円 25	を超え500平方メートル以内のも	<u>円</u>
を超え1,000平方メートル以内のもの 円 34,000 下面積の合計が1,000平方メート 34,000 で	の	
まの	床面積の合計が500平方メートル	24, 500
床面積の合計が1,000平方メート 34,000 PD A 311,500 PD A 311,50	を超え1,000平方メートル以内の	<u>円</u>
ルを超え2,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以内のもののである。 内のもののである。 床面積の合計が10,000平方メートルと超え50,000平方メートル以内のもののである。 以内のものに面積の合計が50,000平方メートルを超えるもののである。 トルを超えるもののである。 円	もの	
のもの 床面積の合計が2,000平方メート ルを超え10,000平方メートル以 内のもの 床面積の合計が10,000平方メー トルを超え50,000平方メートル 以内のもの 床面積の合計が50,000平方メー トルを超えるもの 円		34,000
床面積の合計が2,000平方メート ルを超え10,000平方メートル以 内のもの 床面積の合計が10,000平方メー トルを超え50,000平方メートル 以内のもの 床面積の合計が50,000平方メー トルを超えるもの	ルを超え2,000平方メートル以内	<u>円</u>
ルを超え10,000平方メートル以内のもの円内のもの床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの円以内のものよ面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの311,500円	のもの	
内のもの 床面積の合計が10,000平方メー 164,000 トルを超え50,000平方メートル 円 以内のもの 床面積の合計が50,000平方メー 311,500 トルを超えるもの 円	床面積の合計が2,000平方メート	102,000
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル164,000以内のもの円床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの311,500	ルを超え10,000平方メートル以	円
トルを超え50,000平方メートル円以内のもの311,500トルを超えるもの円	内のもの	
以内のもの	床面積の合計が10,000平方メー	164,000
床面積の合計が50,000平方メー <u>311,500</u> トルを超えるもの <u>円</u>	トルを超え50,000平方メートル	
トルを超えるもの	以内のもの	
トルを超えるもの	床面積の合計が50,000平方メー	311, 500
		
	備考 一略一	

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル	6,000円
以内のもの	
床面積の合計が30平方メートル	12,000
を超え100平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が100平方メートル	19,000
を超え200平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が200平方メートル	25,000
を超え500平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が500平方メートル	33,000
を超え1,000平方メートル以内の	<u>円</u>
もの	
床面積の合計が1,000平方メート	48,000
ルを超え2,000平方メートル以内	<u>円</u>
のもの	
床面積の合計が2,000平方メート	144,000
ルを超え10,000平方メートル以	<u>円</u>
内のもの	
床面積の合計が10,000平方メー	225,000
トルを超え50,000平方メートル	<u>円</u>
以内のもの	
床面積の合計が50,000平方メー	383,000
トルを超えるもの	<u>円</u>
備考 一略一	

第349号の2の表の付表

区分 金額

(350) \sim (351) の 2 一略一

(352) 建築基準 中間検査 次の表の 法第7条の3第を受けな 左欄に掲 4項の規定によい建築物 げる区分 る中間検査を受の完了検 に応じ、そ けない建築物に査申請等 れぞれ同 係る同法第7条手数料 表の右欄 第1項の規定に に定める 基づく完了検査 額 の申請又は同法 第18条第29項の 規定による中間 検査を受けない 建築物に係る同 条第20項の規定 に基づく工事の 完了の通知に対

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル	14,000
以内のもの	<u>円</u>
床面積の合計が30平方メートル	17,000

する検査

一戸建て	下面積の合計が200平	13,000
の住宅に	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
係るもσ	京面積の合計が200平	14,000
	方メートルを超えるも	<u>円</u>
	<u>0</u>	
共同住宅	医 床面積の合計が300平	24,000
等に係る	方メートル以内のもの	<u>円</u>
もの	床面積の合計が300平	37,000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が2,000	59, 000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が5,000	77,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
備考 殞	ー ^と 築物を増築し、又は改弩	をする場

構考 建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

 $(350) \sim (351)$ の 2 一略一

の申請又は同法

第18条第29項の

規定による中間

検査を受けない

建築物に係る同

条第20項の規定

に基づく工事の

完了の通知に対

する検査

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル	19,000
以内のもの	<u>円</u>
床面積の合計が30平方メートル	29,000

を超え100平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が100平方メートル	23,000
を超え200平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が200平方メートル	30,000
を超え500平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が500平方メートル	52,000
を超え1,000平方メートル以内の	<u>円</u>
もの	
床面積の合計が1,000平方メート	72,000
ルを超え2,000平方メートル以内	<u>円</u>
のもの	
床面積の合計が2,000平方メート	175,000
ルを超え10,000平方メートル以	<u>円</u>
内のもの	
床面積の合計が10,000平方メー	284,000
トルを超え50,000平方メートル	<u>円</u>
以内のもの	
床面積の合計が50,000平方メー	563,000
トルを超えるもの	<u>円</u>
備考 一略一	

(352)の2 建築 中間検査 次の表の 基準法第7条のを受けた 左欄に掲 3第4項の規定建築物の げる区分 による中間検査完了検査 に応じ、そ を受けた建築物申請等手 れぞれ同 に係る同法第7数料 表の右欄 条第1項の規定 に定める に基づく完了検 額 査の申請又は同 法第18条第29項 の規定による中 間検査を受けた 建築物に係る同 条第20項の規定 に基づく工事の 完了の通知に対 する検査

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル	<u>12,000</u>
以内のもの	<u>円</u>
床面積の合計が30平方メートル	15, 000

を超え100平方メートル以内のも	Н
Ø	1.4
床面積の合計が100平方メートル	42,000
を超え200平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が200平方メートル	55,000
を超え500平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が500平方メートル	69,000
を超え1,000平方メートル以内の	<u>円</u>
もの	
床面積の合計が1,000平方メート	100,000
ルを超え2,000平方メートル以内	<u>円</u>
のもの	
床面積の合計が2,000平方メート	260,000
ルを超え10,000平方メートル以	<u>円</u>
内のもの	
床面積の合計が10,000平方メー	406,000
トルを超え50,000平方メートル	<u>円</u>
以内のもの	
床面積の合計が50,000平方メー	705,000
トルを超えるもの	<u>円</u>
備考 一略一	

(352)の2 建築 中間検査 次の表の 基準法第7条のを受けた 左欄に掲 3第4項の規定建築物の げる区分 による中間検査完了検査 に応じ、そ を受けた建築物申請等手 れぞれ同 に係る同法第7数料 表の右欄 条第1項の規定 に定める に基づく完了検 額 査の申請又は同 法第18条第29項 の規定による中 間検査を受けた 建築物に係る同 条第20項の規定 に基づく工事の 完了の通知に対 する検査

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル	16,000
以内のもの	<u>円</u>
床面積の合計が30平方メートル	27,000

を超え100平方メートル以内のも	Н
D	17
床面積の合計が100平方メートル	21,000
を超え200平方メートル以内のも	<u>円</u>
O)	
床面積の合計が200平方メートル	<u>29,000</u>
を超え500平方メートル以内のも	<u>円</u>
O)	
床面積の合計が500平方メートル	<u>49,000</u>
を超え1,000平方メートル以内の	<u>円</u>
もの	
床面積の合計が1,000平方メート	<u>65,000</u>
ルを超え2,000平方メートル以内	<u>円</u>
のもの	
床面積の合計が2,000平方メート	<u>165, 000</u>
ルを超え10,000平方メートル以	<u>円</u>
内のもの	
床面積の合計が10,000平方メー	270,000
トルを超え50,000平方メートル	<u>円</u>
以内のもの	
床面積の合計が50,000平方メー	549,000
トルを超えるもの	<u>円</u>
備考 一略一	

(353) \sim (423) の 9 の 2 一略一

(423)の10 都 低炭素建築 次の表の 市の低炭素化物新築等計 左欄に掲 の促進に関す画認定申請 げる区分 る法律(平成手数料 に応じ、そ 24年法律第84 れぞれ同 号)第53条第 表の右欄 1項の規定に に定める 基づく低炭素 額 建築物新築等 計画の認定の 申請に対する

審查

区分	金額
イ 一略一	-略-
口 共同住宅等 (共同住宅、	一略一
長屋その他の一戸建ての	
住宅以外の住宅(人の居	
住の用以外の用に供する	
部分(以下「非住宅部分」	
という。)を有しないも	

を超え100平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が100平方メートル	39,000
を超え200平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が200平方メートル	54,000
を超え500平方メートル以内のも	<u>円</u>
の	
床面積の合計が500平方メートル	65,000
を超え1,000平方メートル以内の	<u>円</u>
もの	
床面積の合計が1,000平方メート	93,000
ルを超え2,000平方メートル以内	<u>円</u>
のもの	
床面積の合計が2,000平方メート	250,000
ルを超え10,000平方メートル以	<u>円</u>
内のもの	
床面積の合計が10,000平方メー	393,000
トルを超え50,000平方メートル	<u>円</u>
以内のもの	
床面積の合計が50,000平方メー	692,000
トルを超えるもの	<u>円</u>
備考 一略一	

(353) \sim (423) の 9 の 2 一略一

(423)の10 都 低炭素建築 次の表の 市の低炭素化物新築等計 左欄に掲 の促進に関す 画認定申請 げる区分 る法律(平成手数料 に応じ、そ 24年法律第84 れぞれ同 号)第53条第 表の右欄 1項の規定に に定める 基づく低炭素 額 建築物新築等 計画の認定の 申請に対する

審査

н	
区分	金額
イ 一略一	-略-
ロ 共同住宅等に係る	一略一
申請	

<u>のに限る。)をいう。以</u> 下同じ。)に係る申請	
ハ 人の居住の用に供する	一略一
部分(以下「住宅部分」 という。) を有しない建	
築物に係る申請	
二 <u>住宅部分及び非住宅部</u> 分を有する建築物(一戸	一略一
建ての住宅を除く。以下	
「複合建築物 <u>」という。)</u> に係る申請	
備考	
1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1

7,,	区分	金額
一略一		-略-
都市の低	-略-	-略-
炭素化の		
促進に関		
する法律		
第54条第		
1項第1		
号に掲げ		
る基準に		
適合する		
ことにつ		
いて審査		
を受ける		
場合(建		
築物エネ		
ルギー消		
費性能基		
準等を定		
める省令		
(平成28		
年経済産		
業省令、		
国土交通		
<u>省令第1</u>		
<u>号)</u> 第10		
条第2号		
イ(2)及		
びロ (2)		
に定める		

ハ 住宅部分を有しない建 築物に係る申請	一略 —
ニ 複合建築物に係る申請	一略一
備考 1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1

	区分	金額
-略-		-略-
都市の低	一略一	-略-
炭素化の		
促進に関		
する法律		
第54条第		
1項第1		
号に掲げ		
る基準に		
適合する		
ことにつ		
いて審査		
を受ける		
場合(建		
築物エネ		
ルギー消		
費性能基		
準等を定		
める省令		
第10条第		
2 号イ		
(2)及び		
ロ(2)に		
定める基		
準に適合		
すること		
について		
審査を受		
ける場合		

基準に適				に限る
合するこ				
とについ				
て審査を				
受ける場				
合に限				
る。)				
901				都市の
				炭素化
				促進に
				する法
				第54条
				1項第
				号に掲
				る基準
				適合す
				ことに
				いて審
				を受け
				場合(
				築物エ
				ルギー
				費性能
				準等を
				める省
				第10条
				2 号イ
				(1)及で
				口(2)又
				はイ(2
				及びロ
				(1)に気
				める基
				に適合
				ること
				ついて
				査を受
				る場合
				限る。
上記以外	! 床面積の合計が200平方	35 000		上記以
の場合	メートル以内のもの	円		の場合
	<u>- 略</u> -	<u> </u>		
 備考		H.D.		 備考
<u> </u>	6 - の10の表の付表第 2			第42
973 4443 万	Ⅵ️ⅥⅥ茲Ⅵ刊茲用召		. 1	- 分4 2

に限る。)		
都市の低	床面積の合計が200平方	<u>26, 000</u>
炭素化の	メートル以内のもの	<u>円</u>
促進に関	床面積の合計が200平方	<u>29,000</u>
する法律	メートルを超えるもの	<u>円</u>
第54条第		
1項第1		
号に掲げ		
る基準に		
適合する		
ことにつ		
いて審査		
を受ける		
場合(建		
築物エネ		
ルギー消		
費性能基		
準等を定		
める省令		
第10条第		
2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
及びロ		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合に		
限る。)		
上記以外	床面積の合計が200平方	35,000
の場合	メートル以内のもの	<u>円</u>
	-略-	一略一
備考 一瞬	各一	
第423号	の10の表の付表第2	

	区分	金額
建築物の	一略一	-略-
エネルギ		
ー消費性		
能の向上		
等に関す		
る法律		
(平成27		
年法律第		
53号) <u>第</u>		
15条第 1		
<u>項</u> に規定		
する登録		
建築物エ		
ネルギー		
消費性能		
判定機関		
(以下		
「登録建		
築物エネ		
ルギー消		
費性能判		
定機関」		
という。)		
又は登録		
住宅性能		
評価機関		
により都		
市の低炭		
素化の促		
進に関す		
る法律第		
54条第1		
項第1号		
及び第3		
号に掲げ		
る基準に		
適合する		
と評価されている		
れている 坦仝		
場合		
Ī		I

	区分	金額
建築物の	一略一	-略-
エネルギ		
ー消費性		
能の向上		
等に関す		
る法律		
(平成27		
年法律第		
53号) <u>第</u>		
14条第 1		
項に規定		
する登録		
建築物エ		
ネルギー		
消費性能		
判定機関		
(以下		
「登録建		
築物エネ		
ルギー消		
費性能判		
定機関」		
という。)		
又は登録		
住宅性能		
評価機関		
により都		
市の低炭		
素化の促		
進に関す		
る法律第		
54条第 1		
項第1号		
及び第3		
号に掲げ		
る基準に		
適合する		
と評価さ		
れている		
場合		
	床面積の合計が300平方	
	メートル以内のもの	<u>円</u>
促進に関	床面積の合計が300平方	87,000

上記以外	- 床面積の合計が300平方	70,000
の場合	メートル以内のもの	円
	-略-	-略-
備考 一瞬		

第423号の10の表の付表第3 一略一(423)の11 都 低炭素建築 次の表の市の低炭素化物新築等計 左欄に掲の促進に関す画変更認定 げる区分る法律第55条申請手数料 に応じ、そ第1項の規定 れぞれ同に基づく低炭 表の右欄 に定める等計画の変更 の認定の申請

に対する審査

する法律	メートルを超え2,000平	<u>円</u>
第54条第	方メートル以内のもの	
1項第1	床面積の合計が2,000平	152, 00
号に掲げ	方メートルを超え5,000	0円
る基準に	平方メートル以内のも	
適合する	<u>0</u>	
ことにつ	床面積の合計が5,000平	222, 00
いて審査	方メートルを超えるも	0円
を受ける	<u>0</u>	
場合(建		
築物エネ		
ルギー消		
費性能基		
準等を定		
める省令		
第10条第		
2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
及びロ		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合に		
限る。)		
上記以外	床面積の合計が300平方	70,000
の場合	メートル以内のもの	<u>円</u>
	一略一	一略一
備考 一瞬	各一	

第423号の10の表の付表第3 -略(423)の11 都 低炭素建築 次の表の
市の低炭素化物新築等計 左欄に掲
の促進に関す 画変更認定 げる区分
る法律第55条 申請手数料 に応じ、そ
第1項の規定 れぞれ同
に基づく低炭 表の右欄
素建築物新築 に定める
等計画の変更
の認定の申請
に対する審査

区分	金額
イ~ニ 一略一	一略一
備考	
1 及び 2 一略一	

第423号の11の表の付表第1

	区分	金額
一略一		一略一
上記以外	床面積の合計が200平	<u>18,000</u>
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	- 略-	一略一
備考 一略一		

第423号の11の表の付表第2

区分	金額
イ~ニ 一略一	- 略 -
備考	•
1及び2 一略一	

第423号の11の表の付表第1

	区分	金額
一略一		一略一
都市の低	床面積の合計が200平	13,000
炭素化の	方メートル以内のもの	<u>円</u>
促進に関	床面積の合計が200平	15,000
する法律	方メートルを超えるも	<u>円</u>
第54条第	<u>0</u>	
1項第1		
号に掲げ		
る基準に		
適合する		
ことにつ		
いて審査		
を受ける		
場合(建		
築物エネ		
ルギー消		
費性能基		
準等を定		
める省令		
第10条第 - 日)		
2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
<u>及びロ</u>		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受ける場合に		
<u>る場合に</u> 限る。)		
<u>限る。)</u> 上記以外	床面積の合計が200平	18,000
エ記タ/T の場合	方メートル以内のもの	円
- <i>////</i> H	<u>- 略 - </u>	
		114
第492号の11の書の仕事第9		

第423号の11の表の付表第2

上記以外 床面積の合計が300平 35,000 の場合 方メートル以内のもの 円 一略 一略		区分	金額
上記以外 <u>床面積の合計が300平</u> の場合 <u>カメートル以内のもの</u> 一略一 一略一	-略-	- 略 -	
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一			
の場合 方メートル以内のもの 円 一略一 一略一	し当いが		95 000
一略一 一略一			
	ツ場官		
	/ 世 本 「		一哈一

第423号の11の表の付表第3 -略-(423)の11の2 建築物エネ 次の表の 建築物のエネルギー消費 左欄に掲 ルギー消費性性能適合性 げる区分 能の向上等に判定手数料 に応じ、そ 関する法律<u>第</u> れぞれ同

	区分	金額
一略一	一略一	一略一
都市の低	床面積の合計が300平	26,000
炭素化の	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
促進に関	床面積の合計が300平	44,000
する法律	方メートルを超え	<u>円</u>
第54条第	2,000平方メートル以	
1項第1	<u>内のもの</u>	
号に掲げ	床面積の合計が2,000	<u>76,000</u>
る基準に	平方メートルを超え	<u>円</u>
適合する	5,000平方メートル以	
ことにつ	<u>内のもの</u>	
いて審査	床面積の合計が5,000	111,000
を受ける	平方メートルを超える	<u>円</u>
場合(建	<u>もの</u>	
築物エネ		
ルギー消		
費性能基		
準等を定		
める省令		
第10条第		
2 号イ		
(1) 及び		
口(2)又		
はイ(2)		
<u>及び口</u>		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
<u>ついて審</u> 査を受け		
登場合に		
限る。)		
上記以外	 床面積の合計が300平	35,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>55,000</u> 円
- 2 //// LI	<u> </u>	
————— 備考 ─■		п

第423号の11の表の付表第3 -略-(423)の11の2 建築物エネ 次の表の 建築物のエネルギー消費 左欄に掲 ルギー消費性性能適合性 げる区分 能の向上等に 判定手数料 に応じ、そ 関する法律<u>第</u> れぞれ同

12条第1項又 は第13条第2 <u>項</u>の規定に基 づく建築物エ ネルギー消費 性能適合性判 定

表の右欄 に定める 額

11条第1項又 表の右欄 は第12条第2 に定める <u>項</u>の規定に基 額 づく建築物エ ネルギー消費 性能適合性判 定

<u>区分</u>	<u>金額</u>
イ 一戸建ての住宅に係る	この表の付
<u>もの</u>	表第1の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ロ 共同住宅等に係るもの	この表の付
	表第2の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ハ 住宅部分を有しない建	この表の付
築物に係るもの	表第3の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ニ 複合建築物に係るもの	<u>次に掲げる</u>
	区分に応じ、
	それぞれ次
	に定める額
	<u>を合計した</u>
	<u>額</u>
	(イ) 住宅部分
	この表の
	<u>付表第1</u>
	<u>又は付表</u>
	<u>第2の左</u> 堋に掲げ
	<u>欄に掲げ</u> る区分に
	<u>る区分に</u> 広じ それ
	応じ、それ ぞれ同素
	<u> ぞれ同表</u>

 の右欄に

 定める額

 (p) 非住宅部

 分 この

 表の付表

 第3の左

 欄に掲げ

 る区分に

 応じ、それ

 ぞれ同表

 の右欄に

 定める額

第423号の11の2の表の付表第1

<u> </u>	ロハ ロスの日本別	<u> </u>
	<u>区分</u>	<u>金額</u>
建築物工	床面積の合計が200平	21,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		
定める省		
令第1条		
第1項第		
2 号イ		
(2)及び	床面積の合計が200平	<u>22,000</u>
口(2)又	方メートルを超えるも	<u>円</u>
に定める	<u>0</u>	
基準に適		
合するこ		
とについ		
て審査を		
受ける場		
<u>合</u>		
建築物工	床面積の合計が200平	<u>29,000</u>
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が200平	<u>32,000</u>
基準等を	方メートルを超えるも	<u>円</u>
定める省	<u>0</u>	
令第1条		
第1項第		
2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
及びロ		
(1)に定		

める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が200平	<u>38,000</u>
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が200平	42,000
	方メートルを超えるも	<u>円</u>
	<u>ග</u>	

備考

- 1 床面積の合計は、当該判定に係る 建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の住宅部分に係る床面 積について算定する。

第423号の11の2の表の付表第2

	区分	<u>金額</u>
建築物工	床面積の合計が300平	36,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		
定める省		
<u>令第1条</u>	床面積の合計が300平	61,000
第1項第	方メートルを超え	<u>円</u>
2 号イ	2,000平方メートル以	
(2)及び	<u>内のもの</u>	
ロ(2)に		
定める基	床面積の合計が2,000	108,000
準に適合	平方メートルを超え	<u>円</u>
すること	5,000平方メートル以	
について	<u>内のもの</u>	
審査を受		
ける場合	床面積の合計が5,000	161,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
建築物工	床面積の合計が300平	55,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>

消費性能	床面積の合計が300平	90,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	2,000平方メートル以	
令第1条	<u>内のもの</u>	
第1項第	床面積の合計が2,000	155,000
2 号イ	平方メートルを超え	<u>円</u>
(1)及び	5,000平方メートル以	
口(2)又	<u>内のもの</u>	
はイ(2)	床面積の合計が5,000	225,000
及びロ	平方メートルを超える	<u>円</u>
(1)に定	<u>& 00</u>	
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が300平	73,000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	<u>120, 000</u>
	<u> 方メートルを超え</u>	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	202,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	289,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
I and the second		

備考

1 床面積の合計は、当該判定に係る 建築物の住宅部分(住宅部分の設計 一次エネルギー消費量について、単 位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。 以下同じ。)の設計一次エネルギー 消費量を合計した数値により算定す る場合にあっては、共用部分(住宅 部分のうち単位住戸以外の部分をい う。以下同じ。)を除いた部分。以 下この表、次号の表の付表第2の備 考及び第423号の15の表の付表第2 の備考において同じ。)に係る床面 積について算定する。

	<u>区分</u>	金額
建築物工	床面積(建築物のエネ	91,000
ネルギー	ルギー消費性能の向上	<u>円</u>
消費性能	等に関する法律施行令	
基準等を	(平成28年政令第8	
定める省	号)第4条第1項に規	
令第1条	定する床面積をいう。	
第1項第	以下この号、次号及び	
1号口に	第423号の15において	
定める基	同じ。)の合計が300	
準に適合	平方メートル以内のも	
すること	<u>ග</u>	
について	床面積の合計が300平	116,000
審査を受	方メートルを超え	<u>円</u>
ける場合	1,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が1,000	<u>151, 000</u>
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	243,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	316,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	380,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	445, 000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
上記以外	床面積の合計が300平	234,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	293, 000

2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の住宅部分に係る床面 積について算定する。

<u>第</u>423号の11の2の表の付表第3

	<u>区分</u>	<u>金額</u>
建築物エ	床面積の合計が300平	91,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		
定める省		
令第1条		
第1項第		
1号ロに		
定める基		
準に適合		
すること		
について	床面積の合計が300平	116,000
審査を受	方メートルを超え	<u>円</u>
ける場合	1,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が1,000	151,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	243,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	316,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	380,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	445,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
上記以外	床面積の合計が300平	234,000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	円
	床面積の合計が300平	293, 000

方メートルを超え	<u>円</u>
1,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が1,000	377,000
平方メートルを超え	<u>円</u>
2,000平方メートル以	
内のもの	
床面積の合計が2,000	537, 000
平方メートルを超え	円
- 5,000平方メートル以	
内のもの	
 床面積の合計が5,000	661,000
平方メートルを超え	円
10,000平方メートル以	
内のもの	
	780,000
平方メートルを超え	円
25,000平方メートル以	
内のもの	
 床面積の合計が25,000	890,000
平方メートルを超える	円
もの	

備考

- 1 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の既存部分の一次エネルギー 消費量に関する基準(建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省令第 2条の規定による非住宅部分に係る 設計一次エネルギー消費量を同省令 第3条の規定による非住宅部分に係 る基準一次エネルギー消費量で除し たものをいう。以下同じ。)を建築 物エネルギー消費性能基準等を定め る省令第1条第1項第1号に規定す る国土交通大臣がエネルギー消費性 能を適切に評価できる方法と認める 方法によって設定する場合にあって は当該増築又は改築に係る部分の非 住宅部分に係る床面積について、そ

方メートルを超え	<u>円</u>
1,000平方メートル以	_
内のもの	
床面積の合計が1,000	377, 000
平方メートルを超え	<u>円</u>
2,000平方メートル以	_
内のもの	
床面積の合計が2,000	537, 000
平方メートルを超え	<u>円</u>
5,000平方メートル以	_
内のもの	
床面積の合計が5,000	661,000
平方メートルを超え	<u>円</u>
10,000平方メートル以	<u>以</u>
内のもの	
床面積の合計が10,00	0 780, 000
平方メートルを超え	<u>円</u>
25,000平方メートルリ	<u>以</u>
内のもの	
床面積の合計が25,00	0 890, 000
平方メートルを超える	<u>5</u> 円
<i>₺の</i>	

備考

- 1 床面積の合計は、当該判定に係る 建築物の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の非住宅部分に係る床 面積について算定する。

れ以外の場合にあっては当該申請に 係る建築物の非住宅部分に係る床面 積について算定する。

(423)の11の3 計画変更の 次の表の 建築物のエネ建築物エネ 左欄に掲 ルギー消費性ルギー消費 げる区分 能の向上等に性能適合性 に応じ、そ 関する法律<u>第</u>判定手数料 れぞれ同 12条第2項又 は第13条第3 に定める

額

<u>項</u>の規定に基

づく建築物エ

ネルギー消費 性能確保計画

の変更に係る

建築物エネル

ギー消費性能

適合性判定

(423)の11の3 計画変更の 次の表の 建築物のエネ 建築物エネ 左欄に掲 ルギー消費性 ルギー消費 げる区分 能の向上等に 性能適合性 に応じ、そ 関する法律<u>第</u>判定手数料 れぞれ同 11条第2項又 は第12条第3 での規定に基 づく建築物エ ネルギー消費 性能確保計画

ギー消費性能 適合性判定

の変更に係る

建築物エネル

区分	<u>金額</u>
イ 一戸建ての住宅に係る	<u>この表の付</u>
<u>もの</u>	表第1の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ロ 共同住宅等に係るもの	この表の付
	表第2の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ハ 住宅部分を有しない建	この表の付
築物に係るもの	表第3の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ニ 複合建築物に係るもの	次に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ次
	に定める額

を合計した 額 (イ) 住宅部分 この表の <u>付表第1</u> 又は付表 第2の左 欄に掲げ る区分に 応じ、それ ぞれ同表 の右欄に 定める額 (口) 非住宅部 <u>分 この</u> 表の付表 第3の左 欄に掲げ る区分に 応じ、それ ぞれ同表 の右欄に 定める額

第423号の11の3の表の付表第1

<u> </u>	<u>区分</u>	金額
建築物工	床面積の合計が200平	12,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		
定める省		
令第1条		
第1項第		
2 号イ		
(2)及び	床面積の合計が200平	13,000
ロ(2)に	方メートルを超えるも	<u>円</u>
定める基	<u>0</u>	
準に適合		
すること		
について		
審査を受		
ける場合		
建築物工	床面積の合計が200平	16,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が200平	18,000

基準等を	方メートルを超えるも	<u>円</u>
定める省	<u>0</u>	
令第1条		
第1項第		
2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
及びロ		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が200平	21,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が200平	<u>23, 000</u>
	方メートルを超えるも	<u>円</u>
	<u>の</u>	
/		

備考

- 1 床面積の合計は、当該判定に係る 建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の住宅部分に係る床面 積について算定する。

第423号の11の3の表の付表第2

<u> </u>		
	区分	
建築物工	床面積の合計が300平	20,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		
定める省	床面積の合計が300平	32,000
令第1条	方メートルを超え	<u>円</u>
第1項第	2,000平方メートル以	
2 号イ	内のもの	
(2)及び	床面積の合計が2,000	56,000
ロ(2)に	平方メートルを超え	<u>円</u>
定める基	5,000平方メートル以	
準に適合	内のもの	

すること	床面積の合計が5,000	82,000
について	平方メートルを超える	<u>円</u>
審査を受	<u>もの</u>	
ける場合		
建築物工	床面積の合計が300平	29,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が300平	47,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	2,000平方メートル以	
令第1条	内のもの	
第1項第	床面積の合計が2,000	79,000
2 号イ	平方メートルを超え	<u>円</u>
(1)及び	5,000平方メートル以	
口(2)又	内のもの	
はイ(2)	床面積の合計が5,000	114,000
及び口	平方メートルを超える	<u>円</u>
(1)に定	<u>もの</u>	
める基準		
<u>に適合す</u>		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が300平	38,000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	62,000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	103, 000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
		146,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
<u>備考</u>		
	面積の合計は、当該判定	
	物の住宅部分に係る床面	<u>i積につ</u>
	章 <u>定する。</u>	
	質の規定にかかわらず、	
	築し、又は改築する場合	
る床面積の合計は、当該増築又は改		

築に係る部分の住宅部分に係る床面

	 区分	金額
建築物工	<u>ーー</u> 床面積の合計が300平	47,000
ネルギー	方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が300平	60,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	1,000平方メートル以	
令第1条	<u>内のもの</u>	
第1項第	床面積の合計が1,000	77,000
1号ロに	平方メートルを超え	<u>円</u>
定める基	2,000平方メートル以	
準に適合	<u>内のもの</u>	
すること	床面積の合計が2,000	123,000
について	平方メートルを超え	<u>円</u>
審査を受	<u>5,000平方メートル以</u>	
ける場合	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	160,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	192,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	224,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
上記以外	床面積の合計が300平	119,000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	148,000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	1,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が1,000	190,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	270,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	332,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>

積について算定する。

第423号の11の3の表の付表第3

	区分	<u>金額</u>
建築物工	床面積の合計が300平	47,000
ネルギー	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が300平	60,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	1,000平方メートル以	
令第1条	<u>内のもの</u>	
第1項第	床面積の合計が1,000	77,000
1号口に	平方メートルを超え	<u>円</u>
定める基	2,000平方メートル以	
準に適合	<u>内のもの</u>	
すること	床面積の合計が2,000	123,000
について	平方メートルを超え	<u>円</u>
審査を受	5,000平方メートル以	
ける場合	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	160,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	192,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	224,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
上記以外	床面積の合計が300平	119,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	148,000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	1,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が1,000	190,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	270,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	332,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>

10,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が10,000	392,000
平方メートルを超え	<u>円</u>
25,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が25,000	447,000
平方メートルを超える	<u>円</u>
もの	

備考

- 1 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該申請に係る建築物の既存部分の一次エネルギー消費量に関する基準を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって設定する場合にあっては当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について、それ以外の場合にあっては当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。
- (423)の12 建 建築物エネ 建築物1 築物のエネルルギー消費 棟につき、 ギー消費性能性能向上計 次の表の の向上等に関画認定申請 左欄に掲 する法律<u>第34</u>手数料 げる区分 条第1項の規 に応じ、そ 定に基づく建 れぞれ同 築物エネルギ 表の右欄 ー消費性能向 に定める 上計画の認定 額を合算 の申請に対す した額 る審査

	区分	金額
イ~_	二 一略一	-略-
備考		
1	申請に係る建築物の調	計画について

10,000平方メートル <u>以</u> 内のもの	
床面積の合計が10,000	392,000
平方メートルを超え	<u>円</u>
25,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が25,000	447,000
平方メートルを超える	<u>円</u>
<u>もの</u>	

備考

- 1 床面積の合計は、当該判定に係る 建築物の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の非住宅部分に係る床 面積について算定する。

(423)の12 建 建築物エネ 建築物1 築物のエネルルギー消費 棟につき、 ギー消費性能 性能向上計 次の表の の向上等に関画認定申請 左欄に掲 する法律<u>第29</u> 手数料 げる区分 に応じ、そ 条第1項の規 定に基づく建 れぞれ同 築物エネルギ 表の右欄 一消費性能向 に定める 上計画の認定 額を合算 の申請に対す した額

 区分
 金額

 イ~ニ 一略一
 一略一

 備考

る審査

1 申請に係る建築物の計画について

建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律<u>第35条第2項</u>の規定 により適合審査を受けるよう申し出 る場合にあっては、この表の右欄に 定める額に、建築物1棟につき、第 349号の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に定める額 を加算した額とする。

2 一略一

第423号の12の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建	5,000円
築物のエネルギー消費性能の向	
上等に関する法律 <u>第35条第1項</u>	
第1号、第3号及び第4号に掲げ	
る基準に適合すると評価されて	
いる場合	
一略一	- 略-
 上記以外 床面積の合計が200平	35, 000
の場合 方メートル以内のもの	<u>円</u>
一略一	一略一
備考 一略一	

第423号の12の表の付表第2

	区分	金額
登録住宅	- 略-	一略一
性能評価		

建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律第30条第2項の規定 により適合審査を受けるよう申し出 る場合にあっては、この表の右欄に 定める額に、建築物1棟につき、第 349号の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に定める額 を加算した額とする。

2 一略一

第423号の12の表の付表第1

	区分	金額
登録住宅性	生能評価機関により建	5,000円
築物のエス	ネルギー消費性能の向	
上等に関す	ける法律 <u>第30条第1項</u>	
<u>第1号</u> 、第	3号及び第4号に掲げ	
る基準に近	窗合すると評価されて	
いる場合		
一略一	T	一略一
建築物工	床面積の合計が200平	<u>26,000</u>
ネルギー	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が200平	29,000
基準等を	方メートルを超えるも	<u>円</u>
定める省	<u>0</u>	
<u>令第10条</u>		
第 2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
<u>及び口</u>		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
<u>査を受け</u> る場合		
	 床面積の合計が200平	35,000
工能以外の場合	方メートル以内のもの	<u>35,000</u> 円
~ <i>> 100</i> □	<u> </u>	<u> </u>
		円丁
Thit Co thin	Ц	

第423号の12の表の付表第2

	区分	金額
登録住宅	-略-	一略一
性能評価		

機関によ		
り建築物		
のエネル		
ギー消費		
性能の向		
上等に関		
する法律		
第35条第		
1項第1		
<u>号</u> 、第 3		
号及び第		
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
-略-	一略一	一略一
上記以外	床面積の合計が300平	<u>70,000</u>
の場合	方メートル以内のもの	円
	<u>- 略 - </u>	<u>一略</u>
備考床面		
	物の住宅部分(住宅部分	

備考 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の住宅部分(住宅部分の<u>設計</u> 一次エネルギー消費量について、単 位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。 以下同じ。)の設計一次エネルギー

機関によ		
り建築物		
のエネル		
ギー消費		
性能の向		
上等に関		
する法律		
第30条第		
1項第1		
<u>号</u> 、第 3		
号及び第		
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
-略-	一略一	一略一
建築物工	床面積の合計が300平	52,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が300平	87,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	2,000平方メートル以	
令第10条	内のもの	
第 2 号イ	床面積の合計が2,000	152,000
(1)及び	平方メートルを超え	<u>円</u>
口(2)又	5,000平方メートル以	
<u>はイ(2)</u>	内のもの	
及びロ	床面積の合計が5,000	222,000
(1)に定	平方メートルを超える	<u>円</u>
める基準	もの	
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が300平	70,000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
	一略—	一略一
備考 床面	面積の合計は、当該申請	手に係る

備考 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の住宅部分(住宅部分の<u>誘導</u> <u>設計一次エネルギー消費量</u>につい て、単位住戸の<u>誘導設計一次エネル</u> <u>ギー消費量</u>を合計した数値により算 消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分<u>(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)</u>を除いた<u>部分</u>に係る床面積について算定する。

第423号の12の表の付表第3

	区分	金額
登録建築	-略-	-略-
物エネル		
ギー消費		
性能判定		
機関によ		
り建築物		
のエネル		
ギー消費		
性能の向		
上等に関		
する法律		
第35条第		
1項第1		
<u>号</u> 、第 3		
号及び第		
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
一略一	一略一	一略一
備考 一町	 各一	

(423)の13 建 建築物エネ 申請に係 築物のエネルルギー消費 る建築物 ギー消費性能性能向上計 の計画の の向上等に関画変更認定 変更に係 する法律第36申請手数料 る建築物 条第1項の規 1 棟につ 定に基づく建 き、次の表 (当該変 築物エネルギ 一消費性能向 更の内容 上計画の変更 が当該計 の認定の申請 画に新た に対する審査 な他の建 築物(建築 物のエネ

定する場合にあっては、共用部分を 除いた<u>部分。次号の表の付表第2の</u> 備考において同じ。)に係る床面積 について算定する。

第423号の12の表の付表第3

	区分	金額
登録建築	一略一	-略-
物エネル		
ギー消費		
性能判定		
機関によ		
り建築物		
のエネル		
ギー消費		
性能の向		
上等に関		
する法律		
第30条第		
1項第1		
<u>号</u> 、第 3		
号及び第		
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
一略一	-略-	一略一
備考 一瞬	<u> </u>	

(423)の13 建 建築物エネ 申請に係 築物のエネルルギー消費 る建築物 ギー消費性能性能向上計 の計画の の向上等に関 画変更認定 変更に係 する法律<u>第31</u>申請手数料 る建築物

,公仏作 <u>为31</u> 中明于数件	つた条物
条第1項の規	1 棟につ
定に基づく建	き、次の表
築物エネルギ	(当該変
一消費性能向	更の内容
上計画の変更	が当該計
の認定の申請	画に新た
に対する審査	な他の建
	築物(建築
	物のエネ

ルギー消 費性能の 向上等に 関する法 律第34条 第3項に 規定する 他の建築 物をいう。 以下この 号におい て同じ。) に係る事 項を追加 するもの であると きは、当該 追加する 他の建築 物にあっ ては、1棟 につき、前 号の表)の 左欄に掲 げる区分 に応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額を合算 した額

	- 1 - 191
区分	金額
イ~ニ 一略一	一略一

備考

1 申請に係る建築物の計画について 建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律<u>第36条第2項</u>におい で準用する同法<u>第35条第2項</u>の規定 により適合審査を受けるよう申し出 る場合にあっては、この表の右欄に 定める額に、建築物1棟につき、第 349号の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に定める額 を加算した額とする。 ルギー消 費性能の 向上等に 関する法 律第29条 第3項に 規定する 他の建築 物をいう。 以下この 号におい て同じ。) に係る事 項を追加 するもの であると きは、当該 追加する 他の建築 物にあっ ては、1棟 につき、前 号の表)の 左欄に掲 げる区分 に応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額を合算 した額

	区分	金額
ı	イ~ニ 一略一	-略-

備考

1 申請に係る建築物の計画について 建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律<u>第31条第2項</u>におい で準用する同法<u>第30条第2項</u>の規定 により適合審査を受けるよう申し出 る場合にあっては、この表の右欄に 定める額に、建築物1棟につき、第 349号の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に定める額 を加算した額とする。

第423号の13の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建	3,000円
築物のエネルギー消費性能の向	
上等に関する法律 <u>第35条第1項</u>	
第1号、第3号及び第4号に掲げ	,
る基準に適合すると評価されて	
いる場合	
一略一	一略一
上記以外 床面積の合計が200平	18,000
の場合 方メートル以内のもの	
一略一	-略-
	-

第423号の13の表の付表第2

	区分	金額
登録住宅	床面積の合計が300平	5,000円
性能評価	方メートル以内のもの	
機関によ	床面積の合計が300平	10,000
り建築物	方メートルを超え	円
のエネル	2,000平方メートル以	
ギー消費	内のもの	
性能の向	床面積の合計が2,000	23,000
上等に関	平方メートルを超え	円
する法律	5,000平方メートル以	
第35条第	内のもの	

2 一略一

第423号の13の表の付表第1

7,5 120 .5		
	区分	金額
登録住宅性	生能評価機関により建	3,000円
築物のエネ	ネルギー消費性能の向	
上等に関す	ける法律 <u>第30条第1項</u>	
<u>第 1 号</u> 、第	3号及び第4号に掲げ	
る基準に近	窗合すると評価されて	
いる場合		
-略-		一略一
建築物工	床面積の合計が200平	13,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が200平	15,000
基準等を	方メートルを超えるも	<u>円</u>
定める省	<u>0</u>	
令第10条		
第 2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
<u>及びロ</u>		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が200平	<u>18,000</u>
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
	一略一	一略一
備考 一町	各一	

第423号の13の表の付表第2

	区分	金額
登録住宅	床面積の合計が300平	5,000円
性能評価	方メートル以内のもの	
機関によ	床面積の合計が300平	10,000
り建築物	方メートルを超え	円
のエネル	2,000平方メートル以	
ギー消費	内のもの	
性能の向	床面積の合計が2,000	23,000
上等に関	平方メートルを超え	円
する法律	5,000平方メートル以	
第30条第	内のもの	

1項第1	床面積の合計が5,000	41,000
<u>号</u> 、第 3	平方メートルを超える	円
号及び第	もの	
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
-略-	-略-	一略一
T. 즐 이 세	古五種の入門28900年	25 000
	床面積の合計が300平	35, 000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
/+	一略一	-略-
	面積の合計は、当該申請	
	物の住宅部分 <u>(住宅部分</u>	
<u>一次</u> こ	ェネルギー消費量につい	<u>ヽて、単</u>

備考 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の住宅部分<u>(住宅部分の設計</u> 一次エネルギー消費量について、単 位住戸の設計一次エネルギー消費量 を合計した数値により算定する場合 にあっては、共用部分を除いた部分) に係る床面積について算定する。

第423号の13の表の付表第3

	区分	金額
登録建築	-略-	一略一
物エネル		
ギー消費		
性能判定		

1項第1	床面積の合計が5,000	41,000
<u>号</u> 、第 3	平方メートルを超える	円
号及び第	もの	
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
-略-	-略-	-略-
建築物工	床面積の合計が300平	<u>26,000</u>
ネルギー	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が300平	44,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	2,000平方メートル以	
<u>令第10条</u>	<u>内のもの</u>	
第 2 号イ	床面積の合計が2,000	76,000
(1)及び	平方メートルを超え	<u>円</u>
口(2)又	5,000平方メートル以	
はイ(2)	<u>内のもの</u>	
及びロ	床面積の合計が5,000	111,000
(1)に定	平方メートルを超える	<u>円</u>
める基準	<i>₺の</i>	
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が300平	35,000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
	一略一	一略一
備考 床面	面積の合計は、当該申請	非に係る
建築物	めの住宅部分に係る床面	i積につ
いて算	草定する。	

第423号の13の表の付表第3

	区分	金額
登録建築	-略-	一略一
物エネル		
ギー消費		
性能判定		

機関によ		
り建築物		
のエネル		
ギー消費		
性能の向		
上等に関		
する法律		
第35条第		
1項第1		
<u>号</u> 、第 3		
号及び第		
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
一略一	一略一	一略一
備考 一町	各一	

(423)の14建 建築物エネ 次の表の築物のエネルルギー消費左欄に掲ギー消費性能性能基準適げる区分の向上等に関合認定申請に応じ、そする法律第41手数料糸第1項の規定に基づく建築に定める築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定額

る審査

の申請に対す

<u>区分</u>	<u>金額</u>
イ 一戸建ての住宅に係る	この表の付
申請	表第1の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付
	表第2の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、

機関によ		
り建築物		
のエネル		
ギー消費		
性能の向		
上等に関		
する法律		
第30条第		
1 項第 1		
<u>号</u> 、第 3		
号及び第		
4号に掲		
げる基準		
に適合す		
ると評価		
されてい		
る場合		
-略-	-略-	一略一
備考 一瞬	岑 —	

(423)の14 削除

	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ハ 住宅部分を有しない建	この表の付
築物に係る申請	表第3の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ニ 複合建築物に係る申請	<u>次に掲げる</u>
	区分に応じ、
	<u>それぞれに</u>
	<u>定める額を</u>
	合計した額
	(イ) 住宅部分
	<u>この表の</u>
	<u>付表第 1</u>
	<u>又は付表</u>
	第2の左
	欄に掲げ
	<u>る区分に</u>
	応じ、それ
	<u> ぞれ同表</u>
	の右欄に
	<u>定める額</u>
	(口) 非住宅部
	<u>分 この</u>
	表の付表
	第3の左
	欄に掲げ
	<u>る区分に</u>
	応じ、それ
	ぞれ同表
	の右欄に
	定める額

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建	5,000円
築物のエネルギー消費性能の向	
上等に関する法律第2条第1項	
第3号に掲げる基準に適合する	
と評価されている場合	
建築物のエネルギー消費性能の	5,000円

向上等に	関する法律第34条第1			
項の規定に	こ基づく建築物エネル			
ギー消費性	生能向上計画の認定及			
び建築基準	準法第7条第5項、第7			
条の2第	5 項又は第18条第18項			
の規定に。	 よる検査済証の交付(以			
下この号に	こおいて「検査済証の交			
付」という	う。) を受けている場合			
	炭素化の促進に関する	5,000円		
	条第1項の規定に基づ			
	建築物新築等計画の認			
	<u> </u>			
いる場合	4.万皿の入口を交りて			
	 質確保の促進等に関す	5,000円		
	6条第3項に規定する	0,000		
	5 米男 5 復に焼足する 生能評価書(以下この号			
	「建設住宅性能評価書」			
	の交付を受けている場			
<u>合</u>	#7# 0 A #1 11 00 0 #	10.000		
	床面積の合計が200平	18, 000		
Sala ella Lat. Alla	方メートル以内のもの	<u>円</u>		
	床面積の合計が200平	<u>19, 000</u>		
基準等を	<u> 方メートルを超えるも</u>	<u>円</u>		
	<u>0</u>			
<u>令第1条</u>				
第1項第				
2 号イ				
(2)又は				
(3)及び				
口(2)又				
は(3)に				
定める基				
準に適合				
すること				
について				
審査を受				
ける場合				
上記以外	床面積の合計が200平	35,000		
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>		
	床面積の合計が200平	39,000		
	方メートルを超えるも	<u>円</u>		
	<i>O</i>			
備考 床面積の合計は、当該申請に係る				
建築物の住宅部分に係る床面積につ				

いて算定する。

第423号の14の表の付表第2

第423号	の14の表の付表第 2	
	<u>区分</u>	<u>金額</u>
登録住宅	床面積の合計が300平	<u>10,000</u>
性能評価	方メートル以内のもの	<u>円</u>
機関によ	床面積の合計が300平	<u>20, 000</u>
り建築物	方メートルを超え	<u>円</u>
のエネル	2,000平方メートル以	
ギー消費	<u>内のもの</u>	
性能の向	床面積の合計が2,000	46,000
上等に関	平方メートルを超え	<u>円</u>
する法律	5,000平方メートル以	
第2条第	<u>内のもの</u>	
1項第3	床面積の合計が5,000	82,000
号に掲げ	平方メートルを超える	<u>円</u>
る基準に	<u>もの</u>	
適合する		
と評価さ		
れている		
場合		
建築物の	床面積の合計が300平	<u>10,000</u>
エネルギ	方メートル以内のもの	<u>円</u>
一消費性	床面積の合計が300平	20,000
能の向上	方メートルを超え	<u>円</u>
等に関す	2,000平方メートル以	
る法律第	<u>内のもの</u>	
34条第 1	床面積の合計が2,000	<u>46, 000</u>
項の規定	平方メートルを超え	<u>円</u>
に基づく	5,000平方メートル以	
建築物工	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	82,000
消費性能	平方メートルを超える	<u>円</u>
向上計画	<u>もの</u>	
の認定及		
び検査済		
証の交付		
を受けて		
いる場合	1 4 4 4 4 4 4 4	
	床面積の合計が300平	10,000
	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	20,000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
1項の規	<u>内のもの</u>	

	1	
定に基づ	床面積の合計が2,000	<u>46, 000</u>
く低炭素	平方メートルを超え	<u>円</u>
建築物新	5,000平方メートル以	
築等計画	<u>内のもの</u>	
の認定及	床面積の合計が5,000	82,000
び検査済	平方メートルを超える	<u>円</u>
証の交付	<u>もの</u>	
を受けて		
いる場合		
建設住宅	床面積の合計が300平	<u>10,000</u>
性能評価	<u>方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
書の交付	床面積の合計が300平	20,000
を受けて	方メートルを超え	<u>円</u>
いる場合	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	46,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	<u>82,000</u>
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
建築物工	床面積の合計が300平	33,000
ネルギー	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が300平	58,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	2,000平方メートル以	
1: 210 - 210	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	105,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	158,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
定める基	<u>もの</u>	
準に適合		
すること		
について		
審査を受		
ける場合	けてはぁ ^ =し w ^ ^ =	70.000
	床面積の合計が300平	70,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	117, 000
	<u> 方メートルを超え</u>	<u>円</u>

2,000平方メートル以 内のもの	
床面積の合計が2,000	199,000
<u>平方メートルを超え</u> 5,000平方メートル以	<u>円</u>
内のもの	
床面積の合計が5,000 平方メートルを超える	<u>286, 000</u> 円
<u>もの</u>	1,

備考 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の住宅部分(住宅部分の設計 一次エネルギー消費量について、単 位住戸の設計一次エネルギー消費量 を合計した数値により算定する場合 にあっては、共用部分を除いた部分) に係る床面積について算定する。

第423号の14の表の付表第3

	<u>区分</u>	<u>金額</u>
登録建築	床面積の合計が300平	10,000
物エネル	方メートル以内のもの	<u>円</u>
ギー消費	床面積の合計が300平	17,000
性能判定	方メートルを超え	<u>円</u>
機関によ	1,000平方メートル以	
り建築物	<u>内のもの</u>	
のエネル	床面積の合計が1,000	<u>27,000</u>
ギー消費	平方メートルを超え	<u>円</u>
性能の向	2,000平方メートル以	
上等に関	<u>内のもの</u>	
する法律	床面積の合計が2,000	82,000
第2条第	平方メートルを超え	<u>円</u>
1項第3	5,000平方メートル以	
号に掲げ	<u>内のもの</u>	
る基準に	床面積の合計が5,000	129,000
適合する	平方メートルを超え	<u>円</u>
と評価さ	10,000平方メートル以	
れている	<u>内のもの</u>	
場合	床面積の合計が10,000	163,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	204, 000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
建築物の	床面積の合計が300平	10,000

エネルギ	方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が300平	17, 000
	方メートルを超え	円
	1,000平方メートル以	1 1
	内のもの	
		27,000
	平方メートルを超え	円
	2,000平方メートル以	
建築物工	内のもの	
ネルギー		82,000
消費性能	平方メートルを超え	<u>円</u>
向上計画	5,000平方メートル以	
の認定及	内のもの	
び検査済	床面積の合計が5,000	129,000
証の交付	平方メートルを超え	<u>円</u>
を受けて	10,000平方メートル以	
いる場合	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	163,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	204,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	もの	
都市の低	床面積の合計が300平	10,000
炭素化の	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
促進に関	床面積の合計が300平	<u>17,000</u>
する法律	方メートルを超え	<u>円</u>
	1,000平方メートル以	
1項の規		
	床面積の合計が1,000	<u>27,000</u>
	平方メートルを超え	<u>円</u>
t-t- t-t 1	2,000平方メートル以	
- 37 4 7	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	82,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
,	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
いる場合	床面積の合計が5,000	129, 000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が10,000	
	<u>平方メートルを超え</u>	<u>円</u>

	05 000 1	
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u> <u> </u>	201.000
	床面積の合計が25,000 エカ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	平方メートルを超える	<u>円</u>
Zah 络 Man 一	<u>もの</u> 広五種の合計が200平	00 000
	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	<u>88,000</u> 円
	床面積の合計が300平	113, 000
	大画板の台前が300平 方メートルを超え	円
	1,000平方メートル以	1
<u> </u>		
	<u>「10000</u> 床面積の合計が1,000	148, 000
	<u> </u>	円
	2,000平方メートル以	1 1
準に適合	-	
3		240,000
	平方メートルを超え	円
	5,000平方メートル以	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
	内のもの	
	 床面積の合計が5,000	313,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	377,000
	平方メートルを超え	円
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	442,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
	床面積の合計が300平	231,000
の場合	<u> 方メートル以内のもの</u>	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	290, 000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	1,000平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が1,000	374, 000
	平方メートルを超え	円
	2,000平方メートル以	
	内のもの	504.005
	床面積の合計が2,000	534, 000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	

床面積の合計が5,000	658, 000
平方メートルを超え	<u>円</u>
10,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が10,000	777, 000
平方メートルを超え	<u>円</u>
25,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が25,000	887,000
平方メートルを超える	<u>円</u>
<u>もの</u>	

備考 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。

(423)の15 建 建築物エネ 次の表の 築物のエネルルギー消費 左欄に掲 ギー消費性能性能確保計 げる区分 の向上等に関画軽微変更 に応じ、そ する法律施行該当証明手 れぞれ同 規則(平成28数料 表の右欄 年国土交通省 に定める 令第5号)第 額

11条の規定に 基づく建築物

エネルギー消

費性能確保計 画の変更が軽

微な変更に該

当することの 証明の申請に

対する審査

(423)の15 建 建築物エネ 次の表の 築物のエネル ルギー消費 左欄に掲 ギー消費性能 性能確保計 げる区分 の向上等に関画軽微変更 に応じ、そ する法律施行 該当証明手 れぞれ同 規則(平成28 数料

表の右欄

年国土交通省

に定める 額

令第5号)第

13条の規定に

基づく建築物 エネルギー消

費性能確保計

画の変更が軽

微な変更に該

当することの

証明の申請に

対する審査

<u>区分</u>	<u>金額</u>
イ 一戸建ての住宅に係る	この表の付
申請	表第1の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	<u>定める額</u>
ロ 共同住宅等に係る申請	この表の付
	表第2の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同

	表の右欄に
	定める額
ハ 住宅部分を有しない建	この表の付
<u>築物に係る申請</u>	表第3の左
	欄に掲げる
	区分に応じ、
	それぞれ同
	表の右欄に
	定める額
ニ 複合建築物に係る申請	次に掲げる
	区分に応じ、
	<u>それぞれ次</u>
	に定める額
	<u>を合計した</u>
	額 (1) (2) (1)
	(4) 住宅部分
	この表の
	<u>付表第1</u> マルサギ
	<u>又は付表</u>
	<u>第2の左</u> 欄に掲げ
	<u> </u>
	<u>る区力に</u> 応じ、それ
	<u>心し、これ</u> ぞれ同表
	の右欄に
	定める額
	(p) 非住宅部
	分この
	表の付表
	第3の左
	<u>欄に掲げ</u>
	<u>る区分に</u>
	<u>応じ、それ</u>
	<u> ぞれ同表</u>
	の右欄に
	定める額

第423号の15の表の付表第 1

<u>区分</u> <u>金額</u>

建築物工	床面積の合計が200平	12,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		
定める省		
令第1条		
第1項第		
2 号イ		
(2)及び	床面積の合計が200平	13,000
ロ(2)に	方メートルを超えるも	<u>円</u>
定める基	<u>0</u>	
準に適合		
すること		
について		
審査を受		
ける場合		
建築物工	床面積の合計が200平	16,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が200平	18,000
基準等を	方メートルを超えるも	<u>円</u>
定める省	<u>0</u>	
<u> 令第1条</u>		
第1項第		
2 号イ		
(1)及び		
口(2)又		
はイ(2)		
<u>及びロ</u>		
(1)に定		
める基準		
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が200平	21,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が 200 平	<u>23,000</u>
	<u>方メートルを超えるも</u> の	<u>円</u>
 備考	<u>v 2</u>	
	面積の合計は、当該申請	に係る
	の住宅部分に係る床面	
<u>~_ </u>	A S TE FEBRANCE NO SONDE	151- /
	算定する。	

を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。

第423号の15の表の付表第 2

	<u>区分</u>	<u>金額</u>
建築物工	床面積の合計が300平	<u>20,000</u>
	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		
定める省		
令第1条	床面積の合計が300平	32,000
第1項第	方メートルを超え	円
2 <u>号</u> イ	2,000平方メートル以	
(2)及び ロ(2)に	<u>内のもの</u>	
定める基		
準に適合	 床面積の合計が2,000	56,000
すること	<u> </u>	<u>50,000</u> 円
について	5,000平方メートル以	1.4
審査を受	内のもの	
ける場合		
	 床面積の合計が5,000	82,000
	平方メートルを超える	<u>02,000</u> 円
	もの	1.7
建築物工	床面積の合計が300平	29,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能		
基準等を		47,000
定める省	方メートルを超え	<u>11,000</u> 円
<u>令第1条</u>	2,000平方メートル以	· · ·
<u>第1項第</u>	内のもの	
2 号イ (1) アズド	床面積の合計が2,000	79,000
(1)及び R (2) R	平方メートルを超え	<u>円</u>
ロ(2)又 はく(2)	5,000平方メートル以	
はイ(2)	内のもの	

<u>区分</u>	<u>金額</u>
床面積の合計が300平	47,000
方メートル以内のもの	<u>円</u>
床面積の合計が300平	60,000
方メートルを超え	<u>円</u>
1,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が1,000	<u>77,000</u>
平方メートルを超え	<u>円</u>
2,000平方メートル以	
<u>内のもの</u>	
床面積の合計が2,000	123,000
平方メートルを超え	<u>円</u>
	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの 床面積の合計が300平 方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの 床面積の合計が2,000

_		
及びロ	床面積の合計が5,000	114,000
(1)に定	平方メートルを超える	<u>円</u>
める基準	<u>もの</u>	
に適合す		
ることに		
ついて審		
査を受け		
る場合		
上記以外	床面積の合計が300平	38,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	62,000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	103,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	内のもの	
	床面積の合計が5,000	146,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
	•	

備考

- 1 床面積の合計は、当該判定に係る 建築物の住宅部分に係る床面積につ いて算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の住宅部分に係る床面 積について算定する。

第423号の15の表の付表第3

	<u>区分</u>	金額
建築物工	床面積の合計が300平	47,000
ネルギー	方メートル以内のもの	<u>円</u>
消費性能	床面積の合計が300平	60,000
基準等を	方メートルを超え	<u>円</u>
定める省	1,000平方メートル以	
令第1条	<u>内のもの</u>	
第1項第	床面積の合計が1,000	77,000
1号口に	平方メートルを超え	<u>円</u>
定める基	2,000平方メートル以	
準に適合	<u>内のもの</u>	
すること	床面積の合計が2,000	123,000
について	平方メートルを超え	<u>円</u>

審査を受	5,000平方メートル以	
ける場合	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	160,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	内のもの	
	 床面積の合計が10,000	192,000
	平方メートルを超え	円
	25,000平方メートル以	
	内のもの	
		224,000
	平方メートルを超える	円
	もの	
上記以外	床面積の合計が300平	119,000
の場合	方メートル以内のもの	円
	床面積の合計が300平	148, 000
	方メートルを超え	円
	1,000平方メートル以	
	内のもの	
		190,000
	平方メートルを超え	円
	2,000平方メートル以	
	内のもの	
	 床面積の合計が2,000	270,000
	平方メートルを超え	円
	5,000平方メートル以	
	内のもの	
	 床面積の合計が5,000	332,000
	平方メートルを超え	円
	10,000平方メートル以	
	内のもの	
	 床面積の合計が10,000	392,000
	平方メートルを超え	円
	25,000平方メートル以	
	内のもの	
	 床面積の合計が25,000	447,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	もの	
備考		

備考

- 1 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合におけ

審査を受	5,000平方メートル以	
ける場合	内のもの	
	床面積の合計が5,000	160,000
	平方メートルを超え	円
	10,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	192,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	224,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
上記以外	床面積の合計が300平	119,000
の場合	方メートル以内のもの	<u>円</u>
	床面積の合計が300平	148,000
	方メートルを超え	<u>円</u>
	1,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が1,000	190,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	2,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が2,000	270,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	5,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が5,000	332,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	10,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が10,000	392,000
	平方メートルを超え	<u>円</u>
	25,000平方メートル以	
	<u>内のもの</u>	
	床面積の合計が25,000	447,000
	平方メートルを超える	<u>円</u>
	<u>もの</u>	
借 孝		

備考

- 1 床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物 を増築し、又は改築する場合におけ

る床面積の合計は、当該申請に係る 建築物の既存部分の一次エネルギー 消費量に関する基準を建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省令第 1条第1項第1号に規定する国土交 通大臣がエネルギー消費性能を適切 に評価できる方法と認める方法によって設定する場合にあっては当該増 築又は改築に係る部分の非住宅部分 に係る床面積について、それ以外の 場合にあっては当該申請に係る建築 物の非住宅部分に係る床面積につい て算定する。

(423) の16 \sim (478) 一略一

2 一略一

る床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の非住宅部分に係る床 面積について算定する。

(423) の16~(478) 一略一

2 一略一